

# 社会教育施設感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月25日  
山中湖村教育委員会

## 施設の予約受付時の対応

施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項を明示して、協力を求める。また、これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。

## 施設の開館における対応

### 1 3密の回避

#### (1)換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- ① 施設利用の際は、全て入口ドアや窓を開放して使用する。また、窓を開放したままで利用できる場合や、網戸が設置してある窓については常時開放する。(トイレ、ロビーについても同様)

#### (2)施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- ① 施設の状況に応じ利用者数の総量規制を実施する。
- ② 利用予約した者以外の施設利用を原則禁止とする。
- ③ 1回の使用について2時間以内とすること。
- ④ 1団体が利用できるのは週に1回のみとする。
- ⑤ 同一部屋の予約については、利用団体同士の間隔を最低30分以上空ける。

#### (3)人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- ① 座席は対面を避け、一つおきにするなど、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の対人距離を確保すること。軽スポーツにおいては2m以上の距離を確保すること。距離の確保が難しいと想定されるものは許可しない。
- ② 近距離での大声での発声、歌唱、会話、接触等が想定されるものは許可しない。
- ③ 調理室は利用不可。

### 2 その他の感染防止対策

#### (1)マスクの着用等

- ① マスクの着用について、管理者が遵守するとともに、利用者にも周知すること。
- ② 施設利用中に大きな声での会話、声援は控えてもらう。

#### (2)手洗い・手指消毒

- ① 管理者は定期的に、来館時、退館時、トイレ利用後に手指消毒、手洗いを実施すること。
- ② 施設入口に注意喚起掲示を設置して、利用者の手洗い・手指消毒を促す。

#### (3)体調チェック等

- ① 管理者は、業務開始前に検温・体調確認を行うこと。

発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止すること。

- ② 利用団体は利用前に検温管理表にて体調をチェックしてもらう。
- ③ 次の症状がある方は、施設の利用を控えてもらう。
  - ・風邪の症状(くしゃみや咳が出る)や発熱(平熱より1度以上高い)の症状がある方。
  - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある方。
  - ・咳、痰、嘔吐、下痢、胸部不快感のある方。
  - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
  - ・その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ④ 次の項目に該当する方は、施設の利用を控えてもらう。
  - ・過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。
  - ・感染による重症化を引き起こしうる疾病をお持ちの方。(糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方)
  - ・妊娠をされている方
  - ・地域の学校にて休業の措置が取られている、幼児・学童・学生(18歳未満)の方。

#### (4)トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー、ドアノブ等)は、定期的に清拭消毒を行うこと。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ 各トイレに石鹼を設置する。

#### (5)清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所は、高濃度エタノールや市販の洗浄剤、漂白剤で、活動前後に清拭消毒を行うこと。
- ② ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰るよう促す。

#### (6)施設利用前後の留意事項

利用者である団体は、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に配慮するよう促す。また、利用後は速やかに帰宅をすること。

<高頻度に接触する部位>

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、など

### 3 施設ごとの注意点等

#### (1)利用について

- ① 各施設において3つの密を避けるため利用できる人数は当面の間、下記のとおりとする。

・山中湖村公民館	講堂	50人(軽スポーツにおいては20人)
	会議室	10人
	図書室	8人

	研修室	10 人
	和室	18 人
・旭日丘公民館	研修室	25 人
	和室	6 人
・山中湖村コミュニティセンター (平野コミュニティセンター)	講堂	40 人(軽スポーツにおいては 15 人)
	会議室	8 人
	和室	8 人
・長池コミュニティセンター	講堂	30 人(軽スポーツにおいては 8 人)
	和室	8 人

- ② 同一時間帯の複数団体施設利用は当面の間不可とする。ただし、階を分けての利用は可能とする。

## (2) 団体利用者について

- ① 施設利用代表者は、検温管理表の記入、保管をしてもらい、施設利用者から感染者が発生した場合において、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保していただく。
- ② 施設利用代表者(申請者)には、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力してもらおう。

## 利用者への注意喚起(ホームページ・施設掲示・書面配布等)

施設利用者の来館時の健康チェック強化のため、施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくないときの来館・利用自粛について、本ガイドラインに則した内容の施設内掲示やホームページへの掲載をもって利用者へ呼びかけ、実行徹底を強く求める。

## 既存事業やイベントへの対応

### 1 幼児・学童・学生を対象とした事業への対応

- (1) 地域の学校にて休業の措置が取られている場合は、幼児・学童・学生(18歳未満)を対象とした教室並びにイベントは休講とする。
- (2) 休業期間は地域学校の休業状況に則して柔軟に対応する。

### 2 成人を対象とした大型イベント等への対応

- (1) 成人(18歳以上)を対象とした教室、多くの人を集めるようなイベントについては感染リスクを高めるため、中止もしくは延期の対応を取る。

## 感染者情報に接した場合の対処(保健所からの通知・本人からの通告)

### 1 即時に保健所への報告を行う。(求められる情報の速やかな開示)

- ・ 滞在者情報の抽出
- ・ 特に感染者の入館時から退館時の1時間後までに在館されていた利用者、利用団体のリストアップ

富士・東部保健所(地域保健課)

TEL:0555-24-9035      FAX:0555-24-9037

- 2 保健所の指示に従った上で早い段階で休館を決定し、関係者への周知を図る。
- 3 感染者利用などの判明により、同時間帯の在館者への連絡、あるいは利用者から自分が利用していた月日や時間の問い合わせへの応答等の対応を図る。
- 4 関連者リストの提出を想定し、抽出するデータベースの確認や作表を行う。
- 5 専門業者、施設管理者等による施設の消毒を実施する。